

平成 26 年第 1 回神奈川県議会定例会議案

(平成 25 年度予算 その 2)

目次		
議案番号	件名	ページ
定県第 166 号議案	平成25年度神奈川県一般会計補正予算（第 8 号）	1
	第 1 表 歳入歳出予算補正	2
	第 2 表 繰越明許費追加	5
	第 3 表 繰越明許費変更	6
	第 4 表 債務負担行為追加	7
定県第 167 号議案	第 5 表 地方債変更	8
	同 年度神奈川県 流域下水道事業会計補正予算（第 2 号）	11

平成 25 年度神奈川県一般会計補正予算（第 8 号）

平成25年度神奈川県一般会計の補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 180 億 3,501 万 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 兆 8,320 億 1,914 万 8 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費追加」による。

2 繰越明許費の変更は、「第 3 表 繰越明許費変更」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 4 表 債務負担行為追加」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の変更は、「第 5 表 地方債変更」による。

平成 26 年 2 月 13 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 地 方 交 付 税		千円 60,904,474	千円 578,727	千円 61,483,201
	1 地 方 交 付 税	60,904,474	578,727	61,483,201
6 分 担 金 及 び 負 担 金		2,136,017	35,500	2,171,517
	2 負 担 金	2,117,906	35,500	2,153,406
8 国 庫 支 出 金		166,978,142	13,601,883	180,580,025
	2 国 庫 補 助 金	68,335,601	13,601,883	81,937,484
11 繰 入 金		33,599,768	141,901	33,741,669
	2 基 金 繰 入 金	33,109,293	141,901	33,251,194
13 諸 収 入		26,227,545	93,000	26,320,545
	7 負 担 交 付 収 入	4,375,160	93,000	4,468,160
14 県 債		296,046,000	3,584,000	299,630,000
	1 県 債	296,046,000	3,584,000	299,630,000
歳 入 合 計		1,813,984,137	18,035,011	1,832,019,148

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		277,970,183 ^{千円}	487,553 ^{千円}	278,457,736 ^{千円}
	6 総 務 管 理 費	99,633,175	487,553	100,120,728
3 県 民 費		13,850,254	82,900	13,933,154
	1 県 民 費	9,821,686	82,900	9,904,586
4 環 境 費		14,734,810	54,340	14,789,150
	3 自 然 保 護 費	5,714,488	54,340	5,768,828
5 民 生 費		335,022,714	2,000,000	337,022,714
	5 児 童 福 祉 費	49,495,770	2,000,000	51,495,770
6 衛 生 費		42,082,555	235,861	42,318,416
	1 公 衆 衛 生 費	16,498,033	235,861	16,733,894
7 労 働 費		12,409,448	6,727,603	19,137,051
	3 雇 用 対 策 費	4,863,354	6,727,603	11,590,957
8 農 林 水 産 業 費		8,896,753	891,100	9,787,853
	3 農 地 費	1,373,126	522,804	1,895,930
	4 林 業 費	4,000,007	168,296	4,168,303
	5 水 産 業 費	1,841,906	200,000	2,041,906
10 土 木 費		90,373,407	6,032,500	96,405,907
	2 道 路 橋 り よ う 費	37,019,015	2,404,000	39,423,015
	3 河 川 海 岸 費	15,022,860	2,470,000	17,492,860
	4 砂 防 費	5,852,087	682,000	6,534,087
	7 都 市 計 画 費	8,613,321	476,000	9,089,321
	8 下 水 道 費	4,627,377	500	4,627,877
12 教 育 費		567,529,986	1,523,154	569,053,140

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 教育総務費	千円 15,910,980	千円 1,523,154	千円 17,434,134
歳出合計		1,813,984,137	18,035,011	1,832,019,148

第 2 表 繰越明許費追加

款	項	事業名	金額
8 農林水産業費			49,000 ^{千円}
	3 農地費		49,000
		農業水利施設予防保全事業費	10,000
		農業集落排水事業費	9,000
		農業用施設防災対策事業費	20,000
		湛水防除事業費	10,000
合 計			49,000

第3表 繰越明許費変更

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
4 環境費	3 自然保護費	自然公園施設整備費	千円 10,260	自然公園施設整備費	千円 64,600
8 農林水産業費	3 農 地 費	農道整備事業費	363,650	農道整備事業費	613,650
8 農林水産業費	5 水 産 業 費	県営漁港整備事業費	482,151	県営漁港整備事業費	682,151
10 土木費	2 道 橋 り よ う 路 費	道 路 補 修 費	158,258	道 路 補 修 費	274,258
10 土木費	2 道 橋 り よ う 路 費	道路災害防除事業費	1,135,609	道路災害防除事業費	1,489,609
10 土木費	2 道 橋 り よ う 路 費	交 通 安 全 施 設 等 整 備 費	1,720,695	交 通 安 全 施 設 等 整 備 費	1,820,695
10 土木費	2 道 橋 り よ う 路 費	道 路 改 良 費	3,656,287	道 路 改 良 費	4,669,287
10 土木費	2 道 橋 り よ う 路 費	橋りよう補修費	1,073,125	橋りよう補修費	1,203,125
10 土木費	2 道 橋 り よ う 路 費	街 路 整 備 費	3,361,024	街 路 整 備 費	3,902,024
10 土木費	3 河川海岸費	水防情報基盤緊急整備事業費	158,826	水防情報基盤緊急整備事業費	227,826
10 土木費	3 河川海岸費	河川改修事業費	3,017,022	河川改修事業費	4,344,022
10 土木費	3 河川海岸費	都市基盤河川改修費	967,733	都市基盤河川改修費	1,091,733
10 土木費	3 河川海岸費	海岸高潮対策費	304,180	海岸高潮対策費	354,180
10 土木費	4 砂 防 費	通常砂防事業費	657,463	通常砂防事業費	869,463
10 土木費	4 砂 防 費	急傾斜地崩壊対策事業費	879,584	急傾斜地崩壊対策事業費	1,349,584
10 土木費	7 都市計画費	都市再開発事業費	1,055,000	都市再開発事業費	1,355,000
10 土木費	7 都市計画費	都市公園整備費	153,600	都市公園整備費	329,600

第4表 債務負担行為追加

事 項	期 間	限 度 額
治 山 事 業 費	平成25年度から 平成26年度まで	千円 79,812

第5表 地方債変更

起債の目的	前				後			
	補 限度額	正 起債の方法	前 利率	後 償還の方法	補 限度額	正 起債の方法	後 利率	後 償還の方法
(環境債) 自然公園施設 整備費	千円 74,000	借入先 財務省、 銀行又は その他 借入方法 債券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。 借入時期 平成25年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債するこ とができる。 その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもつ て一時本	年 5.0% 以内。た だし、利 率見直し 方式で借 り入れる 公的資金 について 、利率の 見直しを 行つた後 においては 、当該見 直しの利 率とする。	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し 、繰り上 げし、又 は低利債 に借り替 えること ができる。 償還財源 一般歳入 又はその 他	千円 94,000	借入先 財務省、 銀行又は その他 借入方法 債券発行 (他の地 方公共団 体との共 同発行を 含む。)又 は普通貸 借の方法 による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。 借入時期 平成25年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債するこ とができる。 その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもつ て一時本	年 5.0% 以内。た だし、利 率見直し 方式で借 り入れる 公的資金 について 、利率の 見直しを 行つた後 においては 、当該見 直しの利 率とする。	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し 、繰り上 げし、又 は低利債 に借り替 えること ができる。 償還財源 一般歳入 又はその 他
(農林水産業債) 一般公共 事業費	1,833,000		1,998,000					
(土木債) 一般公共 事業費	15,430,000		18,829,000					

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
		起債にか えること ができる。 この場合 長期債の 借入時期 は、短期 債の償還 終期まで 延長する。				起債にか えること ができる。 この場合 長期債の 借入時期 は、短期 債の償還 終期まで 延長する。		
合 計	296,046,000				299,630,000			

平成 25 年度神奈川県流域下水道事業会計 補正予算（第 2 号）

平成25年度神奈川県流域下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 億 5,400 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 196 億 7,138 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の変更は、「第 2 表 繰越明許費変更」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債変更」による。

平成 26 年 2 月 13 日 提出

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 流域下水道事業収入		千円 19,017,380	千円 654,000	千円 19,671,380
	1 分担金及び負担金	9,468,213	139,500	9,607,713
	2 国庫支出金	2,575,184	436,000	3,011,184
	4 繰入金	4,533,431	500	4,533,931
	7 県債	765,000	78,000	843,000
歳 入 合 計		19,017,380	654,000	19,671,380

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 流域下水道事業費		千円 19,017,380	千円 654,000	千円 19,671,380
	1 流域下水道建設費	5,044,916	654,000	5,698,916
歳 出 合 計		19,017,380	654,000	19,671,380

第2表 繰越明許費変更

款	項	補 正 前		補 正 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
1	流域下水道事業費	相模川流域下水道事業費	千円 1,293,123	相模川流域下水道事業費	千円 1,947,123

第3表 地方債変更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
(土木債) 相模川流域 下水道事業費	千円 525,000	借入先 財務省、 銀行又は その他 借入方法 債券発行 又は普通 貸借の方 法による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。 借入時期 平成25年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債するこ とができ る。 その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもつ て一時本 起債にか えること ができる。 この場合	年 5.0% 以内	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し、 繰り上げ し、又は 低利債に 借り替え ることが できる。 償還財源 繰入金又 はその他	千円 603,000	借入先 財務省、 銀行又は その他 借入方法 債券発行 又は普通 貸借の方 法による。 債券発行 の場合に おける発 行価格に ついては、 知事が定 める。 借入時期 平成25年 度。ただ し、事業 その他の 都合によ り、その 一部又は 全部を翌 年度に繰 り延べ起 債するこ とができ る。 その他 経済界そ の他の状 況により 長期債の 借り入れ が適当で ないと認 めるとき は、知事 が適宜償 還期間を 定め、長 期債を償 還財源と する短期 債をもつ て一時本 起債にか えること ができる。 この場合	年 5.0% 以内	償還期間 据置期間 を含め60 年以内。 ただし、 財政の都 合により 償還年限 を短縮し、 繰り上げ し、又は 低利債に 借り替え ることが できる。 償還財源 繰入金又 はその他

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円	長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。			千円	長期債の借入時期は、短期債の償還終期まで延長する。		
合 計	765,000				843,000			

